

人格概念の関係論的な特質

— 生命倫理学における還元論的人格論の分析哲学的検討を通して —

杉田 浩 崇

(2011年10月6日受理)

Relational Aspect of the Concept of a Person:
Analytic-Philosophical Critique on the Reductive Arguments about Personhood in Bioethics

Hiroataka Sugita

Abstract: This paper examines the reductive arguments about personhood in bioethics in order to illustrate a relational aspect of the concept of a person. First, the paper investigates Michael Tooley's claim that we cannot resolve the problem of abortion unless we define the concept of a person that entitles an individual to the right to life. According to him, self-consciousness is the crucial ingredient of that definition. Thus, a severely disabled child or a fetus might not have the right to life because it is unable to be aware of itself. Second, this paper, by focusing on analytic-philosophical approaches to John Locke's conception of a person, shows an interdependent relationship between the first-person authority and the third-person criterion in our ascribing consciousness to another person. Analytic-philosophical approaches suggest (1) that self-consciousness is not necessary to express oneself, and (2) that the first-person authority for expressing oneself must be judged from the third-person criterion which consists in an observable behavior. This suggestion implies that we should pay attention to the interdependent relationship when we ascribe consciousness to children in bioethical and educational contexts.

Key words: the concept of a person, severely disabled children, Michael Tooley, the first-person authority, the third-person criterion

キーワード：人格概念、重度障害児、マイケル・トゥーリー、一人称権威、三人称規準

はじめに

子どもは様々な経験を通して、自己を確立し、固有な人格を持つ存在として自らを形成していく主体である。したがって、子どもが自らのアイデンティティを形成していく過程を援助することこそが教育行為である、とされる。このような教育観は子ども中心主義的

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：丸山恭司（主任指導教員）、坂越正樹、
深澤広明、落合俊郎

な考えや「人格の完成」や「発達」の概念に反映されていよう。

しかし、今井（2009）が言うように、子どもの独自の「心」に焦点を当てる「子ども理解」は、本来不透明であるはずの子どもの「心」を透明化し、支配可能にしようとする教育学の思考様式に裏打ちされている¹⁾。実際、心理学的な事実を示す人格性(personality)は、教育学においては道徳的・理念的な人格(person)のもとで理解されてきた(桑原 2008, 田中 2009)。その結果、子どもの人格は、自らの心的状態を言及するようなコミュニケーションを通じて、望ましい方向へと発達しつつある主体と捉えられるようになる(cf.

野平 2011)。つまり、子ども個人の変容を捉えようとする視点は、それを捉える教育的なまなごしを看過しているのである。

以上の指摘は、我々が自明視する教育的なまなごしを相対化し、これまで捉えられてこなかった子どもの自己生成を示唆している点で意義がある。だが、そもそも教育的なまなごしを離れて、いわば「本当の」子どもの自己生成に言及することは可能だろうか。例えば、まだ言語を習得していない子どもに様々な意図や感情を読み取ること（「成り込み」）で子どもが自己を表出できるようになること、自己表出の困難な障害児が間接的・援助的な働きかけによって自らの意志を伝えられるようになること。さらに、アイデンティティ形成を自明視し難い無脳症児や遷延性意識障害の子どもに対して、親や看護師が内面を見いだしているという事実。このような境界事例においては、教育的なまなごしが不可欠な要素として働いていることがわかる。教育的なまなごしとそれを逃れる子どもの自己生成という二項図式に陥らないかたちで「教育」を語ることはできないだろうか。

そこで本稿では具体的な一事例として、生命倫理学における M. トゥーリー (M. Tooley) の還元論的な人格論を検討し、重度障害児に人格を帰すこととの関係論的な特質を解明する。トゥーリーは、自己意識に基づいた人格同一性によって人格概念を定義したうえで、それを胎児や重度障害児の人格性を弁別する規準として用いている。我が国では、彼の議論は胎児や重度障害児の生きる権利を線引きするものとして批判的に捉えられてきた。しかし本稿では、彼の前提とする人格概念が実際にどのように適用されるのかに着目したい。なぜなら、それによって重度障害児の自己表出を可能にするような人格概念の機制が見えてくるからである。境界事例における人格概念の機制を明らかにすることは先の問いを究明する一助となると思われる。

教育学において生命倫理学における還元論的な人格論を扱った先行研究として、例えば高橋 (2005) が挙げられる。彼は本稿と同様に人格概念がいかに適用されるのかを考察しようとしているが、いまだ構想の段階にとどまっている。また洪山 (2004) は、これまで教育学で自明視されてきた目的論的な人格概念に訴えかけることにとどまっており、教育的なまなごしの限界性を捉えきれていない²⁾。一方、N. イェッカー (N. Jecker) (1990) は親と無脳症児の特別な関係に着目することで、親が子どもの臓器移植を是認することを肯定的に論じている。しかし、特別な関係がいかなる機制のもとで成り立っているのかを明らかにしていないために、教育的なまなごしの役割が看過されている。

これに対して本稿では、人格概念がいかに適用されるのかを検討することで、自己表出の可能性とそれを可能にする教育的なまなごしの相補性を明らかにする。

1. トゥーリーの還元論的な人格論

本稿で検討するトゥーリーは、生命倫理学における人工妊娠中絶の議論が宗教上の対立や感情的なやりとりに終始しがちであったことに対して、哲学的な考察を加え、人工妊娠中絶を容認するレベルな議論を展開している代表的な論者である。1972年に発表された論文「人工妊娠中絶と嬰兒殺し」は、人工妊娠中絶の議論を人格概念に基づいて解決しようとする「パーソン論」の主要な議論として紹介されている。しかし、江口 (2007) によれば、我が国における「パーソン論」の受容は不十分なものである。なかでもトゥーリーの議論は、人格概念の定義に基づいて、健常者が胎児や重度障害児の生命を切り捨てる思想だと解釈される傾向にあるという。これに対して江口は、本来トゥーリーの議論は「『生命権をもつ』ということが含んでいる論理的な必要条件を明確にすることであり、この関係は、因果関係についての主張や実質的な道徳的判断ではない」(江口 2007, 124) と主張する。近年、生命倫理学史を批判的に検討する作業が行われつつあることに鑑みれば、江口の指摘は無視されるべきものではない。しかしそれでも、トゥーリーの議論は実質的な道徳的判断を帰結するものとなっており、その過程において理論的な困難を抱えているように思われる。以下では改めて彼の議論を紹介し、その妥当性を検討する。

1.1 「人間」と区別される「人格」がもつ特性

まず、トゥーリーがどのような方法で生命倫理学の課題—とりわけ人工妊娠中絶に関する諸問題—を解決しようとしているのかを確認しておこう。

トゥーリーは、倫理的な命題の正当性を吟味する方法として、「明確化 (clarification)」と「評価 (evaluation)」の二つを挙げている。「明確化」とは、例えば、あいまいなままに使われていたり、暗黙の裡に限定を加えてしまっていたりするような諸概念の有効範囲を明らかにすることである。「評価」とは、倫理的な命題を含む論証手続きが正しいかどうかを見極めることである。例えば、反例を挙げることで論理的に一貫していないことを示すことが挙げられる。また、トゥーリーは当該の倫理的な命題がそれ自体で成立する場合（「基礎的な道徳原理 (basic moral principle)」）と、何かより基礎的な道徳原理と事実命題の組み合わせによって成り立っている場合（「導出された原理 (derived principle)」）を峻別する。その

うえて、基礎的な道徳原理については本当にそれ自体で成立するのだろうか、導出された原理についてはそれが導かれてくる過程が正しいのだろうかを見極めようとする。

さて、トゥーリーがまず着目するのは、人工妊娠中絶の是非を問う議論において、「人間 (human beings)」と「人格 (person)」という二つの概念が混同して用いられている点である。彼によれば、人工妊娠中絶に反対する人は次のような推論を行っている。

- (1) 胎児は人間である。
- (2) 人間を殺すことは悪い。
- (3) 人工妊娠中絶は母体内の人間である胎児を殺すことである、したがって、人工妊娠中絶は悪い。

トゥーリーの見立てによれば、「人間」という言葉は、(1)では「ホモ・サピエンス」を意味しているのに対して、(2)では「人格」を意味している。にもかかわらず、どちらも同じ人間を意味していると捉えられてしまうがゆえに、人工妊娠中絶賛成派の主張は胎児が人間ではないという主張であると解釈されてしまう。これに対して、トゥーリーは「人間」と「人格」を厳格に区別し次のように言う。確かに胎児は生物学的・遺伝学的に見てホモ・サピエンスの一員であろう。だが、そのことから胎児が道徳的に配慮される人格だということが導かれるわけではない、と。

そこでトゥーリーは胎児が人格であるか否かという事実問題を避け、人格概念の分析に問いを限定する。彼によれば、様々な心的特性が人格概念に帰されてきたが、その中核は「意識 (consciousness)」なのだという。そのうえで、恣意的に心的特性を選択するのではなく、「生きる権利」の要件を規定するために、「人格概念と権利、利益、能力といった考えとの結びつきを探究する」(Tooley 1983, 95)。順に見ていこう。

最初にトゥーリーは、「子どもはタバコを吸う権利を持っていない」と「新聞紙は破られない権利を持っていない」の二つの命題を比較する。彼によれば、前者は実質的な道徳上の論争を引き起こし得るのに対して、後者は意見の不一致を生むことがない。なぜなら、新聞紙は何らかの権利を持つような類のものではないからである。彼によれば、このことは概念的に明白だということ。なぜか。それは、新聞紙はある特性 P (property) を欠いており、しかも P を持つものだけが権利の所有者だからである。では、この P とは何なのか。トゥーリーによれば、ある種の利益 (interest) を欲求する (disire) ことができるという特性である。

「生きる権利」に限定するならば、実在し続けるという利益に関する欲求を持つことがその要件となる。確かに、新聞紙が実在し続けること (生き続けること) や実在しなくなること (死ぬこと) について何ら関心 (interest) を抱かないということは、「新聞紙」という概念に照らして明白である。「新聞紙が死ぬことを恐れる」ということを文字通り理解することは不可能であろう。他方で、大人の人間がこうした欲求を持つことは十分想定できる。また、「乳幼児は生きる権利を持つか否か」が問題となるのは、乳幼児が生きることに関わる利益に対して欲求を持ち得るか否かが概念上問われ得るからに他ならない。欲求を持ち得るということは、生きる権利を持つか否かが道徳的に議論されるための必要条件なのである。

次にトゥーリーは、実在し続けるという利益に関する欲求がどのような存在に帰属されるのかを問う。彼によれば、その存在は経験主体であり、かつ時間の前後関係をわかっており、時間の経過を通じて自らが同一の意識主体であるということを自覚していなければならない。なぜなら、時間の経過を通じた自己の同一性がどんなことかを知っていなければ、「生きる権利」に関わる利益の関与者になれないし、実在し続けたいという欲求も持つことはできないからである。

異なった時点の欲求は、任意の時点で、持続的な自己 (self) あるいは心的実体 (mental substance) という概念を所有している限りにおいて、ひとつの持続的な意識主体に属することができる。(Tooley 1988, 94)

こうしてトゥーリーは、「生きる権利」を持つためには、自分を実在し続ける持続的な自己であると自覚する必要があり、そのような意識主体であることこそが人格概念の要件なのだ結論する。

1.2 反論—人間種に基づく議論—

以上からトゥーリーは、胎児や重度障害児、さらに新生児までもが人格ではなく、「生きる権利」を有していないことを導き、人工妊娠中絶を擁護している。しかしこれに対しては、「胎児は人間の一員であるのだから、道徳的に考慮されるべきなのだ」という反論が予想されよう。実際、そのような反論に対してトゥーリーは、先にあげた「評価」という方法を用いて再反論を加えている。

まずトゥーリーは反例として、無脳症児 (anencephalic infant) を挙げる。彼は、ほとんどの人が無脳症児の治療を停止することを許容するだろうと推察している。このことから、人間 (ホモ・サピエン

ス)の員であれば道徳的に考慮されるべきだという主張は、論理的に一貫していないと結論づける。

次にトゥーリーは、「人間の員であるならば、道徳的に考慮されるべきである」という主張が基礎的な道徳原理であるのかどうかを検討する。彼は、火星人や人間と同等の知能を持った動物がいるとすれば、それらを殺すことは悪いのかどうか、という思考実験を行う。そして、多くの人はそれらを殺すことを悪いと考えるだろうと推察する。そのうえで、人間と火星人や高次な知能をもつ動物に対する態度の一貫性を説明するためには、それらすべてに道徳的な考慮を払うのを要請するような、より基礎的な道徳原理が求められるという。したがって、人間の員であることを根拠に道徳的な考慮を求める当該の命題は、より基礎的な命題、すなわち「人格であるならば、道徳的に考慮されるべきである」という命題と「人間であることは人格である」という事実命題（これについては先に挙げた反例がある）から導出された命題だということになる。これに対して、「人間あるいは火星人や高次な知能をもつ動物…であるならば」という選言連合によって答える手段もあるかもしれない。しかし、そうであるならば、選言で結びつけられる集合とその他の集合を分ける規準（すなわち「人格」）が存在しなければならない。以上から、「胎児は人間の員であるのだから、道徳的に考慮されるべきなのだ」という反論は論駁される。このトゥーリーの反論は「種差別主義 (speciesists)」と呼ばれるもので強力である。

しかしながら、以上のトゥーリーの再反論に対しては、人格概念を捉え直すことで再度批判を加えることができると思われる。そこで以下ではトゥーリーの論理展開に着目し、彼の人格概念の問題点を指摘する。

1.3 トゥーリーの論理とその問題点

トゥーリーの問題点は、無慈悲に線引きを行うことではない。複雑で解決し難い問題に何らかの（法的）規準を提示しようとするトゥーリーの立場は十分顧慮されてもよい。しかしそれでも、トゥーリーの論理展開には問題があり、それはなにかんづく彼の意識を中心に据える人格概念の破綻を招くことになる。説明しよう。

トゥーリーは、「人格」という言葉が①純粋に記述的な用語であって道徳的な概念ではないこと、②その一方でその記述の内容は道徳的な考察によって導かれることを前提にしている。そのため人格概念を明確に定義すること（道徳的な考察）ができれば、心理学や脳科学の知見を用いて（純粋な記述）、当該の存在が人格であるか否かを決定できると考えている。無脳症児を反例として挙げる際にも、そのような論理が働い

ている (cf. Tooley 2009, 36)。実際、彼は「行動学的、脳科学的に人間の発達がこれ以上調べられたとしても、人間の胎児やあるいは新生児でさえ、持続的な自己に関するどんな概念も持つことはありそうにない」(Tooley 1988, 95)と述べている。

しかしながら、トゥーリーの論理に問題はないのだろうか。まず①について、以下のように反論を加えることができる。すなわち、トゥーリーはどこから人間となるのかという事実問題を避け、人格概念の分析に問いを限定した。そして人格概念の定義に基づいて、当該の存在が人格であるか否かを弁別しようとする。だが、そうすると結局、生物学的なホモ・サピエンスの生長段階のうちのどこに持続的な意識(人格の要件)の有無という境界を引くのか、という問題を招いてしまうのである (cf. 重野 1994, 198-202)。

この点はトゥーリーの議論全体において決定的である。なぜなら、彼の議論に従えば、「生きる権利」を持つ人格は、意識の持続を一人称の観点から同定するのだが、その一方で当該存在（胎児や重度障害児、新生児）が人格であるか否かは第三者によって判断されなければならないからである。つまり、たとえ②道徳的な考察によって導かれた人格概念の定義が有効だとしても、①実際の適用段階（事実記述）において次の二点の課題を抱えてしまうのである。

第一に、他者の心に関する懐疑論（他我問題）を引き起こす³⁾。すなわち、第三者の立場から判断する限り、一人称によってのみ確認可能な意識を同定することはできない、という問題である。トゥーリーの議論には、意識は当該存在によってのみ確認可能な心的状態であり、第三者からは確認不可能であるという前提がある。このような前提は、人格であるか否かを、社会的な相互作用から離れた当該存在の心理学的な事実あるいはそれに同値とされる脳科学的な事実によって判断するという論理に基づいていると考えられる。しかし、このような前提に問題はないのだろうか（②に対する批判）。

第二に、トゥーリーは過去や現在は実在する（した）が未来ははまだ実在していないという時間観のもとで自己意識の主体を想定しているため、胎児の潜在性を主張する議論に対して批判的である。しかし、我々はそのような非対称的な時間意識のもとで胎児や新生児を見ているわけではなからう。トゥーリーの議論は、実際のコミュニケーションの場面で我々が取っている態度を捉えきれていないと思われる。

2. 一人称権威と三人称規準の相克としての「人格」

問題の焦点は一人称の観点からのみ確認可能な自己意識の主体を人格と捉える点にある。それゆえ、三人称の観点からの未来を見据えた人格の帰属を捉えられないのである。そこで以下では、明言こそしていないものの、トゥーリーの人格概念の理論的背景と思われる J. ロックの人格概念（例えば、森岡 1988）を批判的に検討する。実際彼はロックと同様、二人の人間の身体が交換されるという思考実験を行い、欲求が「同一の意識主体に属していることが決定的」（Tooley 1988, 94）だと結論している。そこで本節ではまず、ロックの人格概念について確認する。次に、それに対する分析哲学からの批判とロック再解釈を取り上げ、トゥーリーの人格概念を捉え直す。

2.1 ロックの人格概念

ロックが人格について論じているのは、『人間知性論』第二巻第二十七章「同一性と差異性について」においてである。ロックによれば、物質は同じ時間、同じ空間にあることによって同一とされる。逆に言えば、別の時間、別の空間にある物質は、互いに異なっていないなければならない。しかし、例えばオークの木は苗から樹木へと成長するが、時間・空間的に異なった物質であっても、同一のオークの木である。ロックによれば、オークの木の同一性を規定しているのは、物質の時間・空間的な同一性ではなく、栄養を吸収して木質や樹皮や葉を継続して形成していくための「体制 (organization)」である。

ロックによれば、体制を規準とした同一性は、植物だけでなく、動物、さらには人間 (man) にも適用される。ロックによれば、人間の同一性は、「絶えず換わってゆく物質分子が、生命を維持するようなしかたで連続して同じ体制の身体へと統合されることによって、同じ持続的な生命に関わっている、という点にその本質を持つ」（Locke 1997, 299 邦訳, 306）。

そのうえでロックは、生物学的概念である「人間 (man)」と法廷概念である「人格 (person)」とを区分し、人格の同一性の規準を人間のそれとは異なるものとして規定する。ロックによれば、人格は「理性と省察力を持ち、自分自身を自分自身と考えることのできる、思考する知能ある存在者であり、違う時間と場所と同じ思考をする事物」（Locke 1997, 302 邦訳, 312）である。そして、「誰も自分が知覚しているのを知覚することなしに、知覚することは不可能だ」（Locke 1997, 302 邦訳, 312）と言うように、知覚や省察、思考などに付随する「意識 (consciousness)」

が人格同一性にとって本質的だとされる。

意識にだけ人格同一性すなわち理性的な存在者の同一性は存する。(Locke 1992, 302 邦訳, 312-313)

ロックにとって、現在の自己 (self) の意識が過去の自己の意識と同じだと内省できる持続的意識を持つ存在者 (being) が人格なのである。

だが、意識の同一性によって人格の同一性を決定するのであれば、次のような問いが生じる。我々は常に過去を覚えているわけではないために、過去の「私」と現在の「私」が同じ人格であるかどうか疑わしくなるのではないかと。これに対してロックは、過去と現在の「私」が同じ実体 (substance) であるかどうかということは問題ではないという。なぜなら、「ある人間をその人自身にとってその人自身とさせるものは同じ意識であり、人格の同一性はこの意識にだけ基づいているから」(Locke, 1992, 303 邦訳, 314) である。

このようにロックは、人格の同一性を身体という物質的実体にも、魂という非物質的実体にも求めず、意識という機能の同一性に求める。

ある知能ある存在者は、ある過去の行為の観念を、この行為を最初持ったのと同じ意識とともに、また、現在のある行為について持つのと同じ意識とともに、反復できる限りにおいて、同じ人格の自分である。(Locke 1992, 邦訳, 314)

ロックの人格概念は、以下の二点についてトゥーリーの立場と符合するように思われる。第一は、人格 (person) が身体という体制を規準とした人間 (man) とは区別される点である。第二は、人格の同一性が心理学的な意識の同一性によって決定される点である。「誰も自分が知覚しているのを知覚することなしに、知覚することは不可能だ」(Locke 1997, 302 邦訳, 312) と述べていたように、ロックは意識主体が内省によって自らの意識を確認できると考えている。ロックにとって、意識の同一性は一人称の観点からのみ確認可能な心理状態に依拠しているのである。これはトゥーリーの人格概念の定義に一致すると思われる。

2.2 シューメイカーのロック批判

— 自己知の知覚・観察モデル批判 —

心理学的な意識の同一性に基づくロック的な人格概念に対して、自己知に関する言明の分析によって批判を加えているのが S. シューメイカーである。

シューメイカーが問題と考えるのは、人格概念の要である自己知を、知覚・観察モデルによって捉えるこ

とである。例えば、「太郎はある木を見ている」を指示するとき、我々は一方に太郎を、他方に木を書き込み、その空間上の関係を「知覚・観察する」という矢印で示すことができよう。この場合、「太郎がある木を見ている」ことを知るためには、実際に太郎がその木に対して一定の関係にあることを確かめればよい。同様に、「私はある木を見ている」という自己知に関わる言明も、一方に私を、他方にある木を書き込み、その関係を「知覚・観察する」という矢印で示すことができるように思われる。そして、その自己知がどのように知られるのかと問うならば、私とその木に対して一定の関係にあることを確かめればよいということになる。しかし、シューメイカーの見立てによれば、人格の同一性に関わる問題はこの知覚・観察モデルに基づいて、自己が自らの意識を知るということを捉える点にある。

例えば、ロックは持続的な意識の同一性によって人格を説明しようとした。その同一性は記憶に基づいているため、意識の持続性が途切れることは想像に難くない。したがって、持続的な意識の同一性を持つためには、個々の意識を同一のものとして見て取る主体が必要となる。しかし、ロックは実体としての人格を批判し、意識の連続という機能としての人格を見いだそうとしたのではなかったか、というのがシューメイカーの眼目である。ロックは実体としての人格概念を否定しつつも、結局意識の同一性の背後に実体としての主体を想定してしまっているというのである（cf. 菅 2004, 黒田 1975）。

ポイントは以下の通りである。知覚・観察モデルに従えば、私が観察できるのは「ある人格が対象を見ている」ということだけである。したがって、その人格が「私」であることを知ることはできなければならない。しかし、これは不可解に思われる。実際私は、その人格が「私」であることを既に知っているように思われるからである。ロックが意識の背後に想定した主体は、この不可解な事態を招いてしまう。そこで、対象を見ている人格が「私」だということは直知できると反論してみよう。しかし、シューメイカーは次のように再反論する。その場合、知らないということが論理的に想定できないのだから、そもそも「自分が何かを見ている」のを知るといって自体が意味のないものになってしまう、と。以上から、持続する意識を私の意識だと捉える自己意識は無意味なものになってしまう。

これに対して主観を徹底的に排除して、現象としての知覚の束のみがあるとすることもできる。つまり、木や机、あるいは痛みや思考のみがあるとする考え方

である。実際ヒュームや現象主義に見られるこの立場に対して、シューメイカーは次のように応答する。もし独我論に陥らないのだとすれば、現象として現れている知覚は他者のものかもしれない。だとすれば、領野に現れている知覚が「私」のものだと知ることができなければならない。すると結局主観あるいは主体を呼び起こしてしまい、先の問題を引き起こしてしまう。

では、自己知を我々はどのように考えればよいのか。シューメイカーの解答は明確である。我々は知覚・観察モデルを前提にしてしまうがゆえに、自分が何かを知覚しているのを私はどのように知ることができるのかと問うてしまう。結果、内観する主体を要請することになる。しかし、このモデルは自己知を決定的に誤解している。なぜなら、自己知の「規準が身体的ではないのは、それが非身体的だからではなく、そもそも規準が存在しないからである。」（シューメイカー 1989, 141）

シューメイカーに従えば、「私」を自らの意識に唯一アクセス可能な存在として立て、それに基づいて人格概念を理解しようとする試みは誤りである。自己知は自己意識なしに、何の観察にも基づかず成立する。ワイトゲンシュタインが「私は痛みを感じている」という言明は記述（観察による知識）ではなく表出だと言うように、あるいは椅子に座っているときに椅子に座っていることを観察によって知る必要がないように、私は一人称言明をなすときに自らの意識状態を確認する必要などないのである。

では、一人称言明であれば何でも許されるのだろうか。そうではない。記憶の証言という事例に見て取れるように、確かに一人称言明は一定の権威を認められているものの、三人称の観点から当人の記憶の正しさが過去の振る舞いや客観的な証拠によって訂正されることはあり得る。一人称言明は、一人称の場合と三人称の場合とで異なった規準を備えているのである。

以上から次のことが導かれる。自己意識について、一人称の観点から確認するという知覚・観察モデルは必要とされない。我々は自らの意識に関する言明を観察に基づかずに行っているのであり、その背景に実体としての私秘的な主体を想定する必要などないのである。むしろ、一人称言明は、振る舞いなどの三人称規準に基づいて他者から確認されることで成り立っているとと言える。注目すべきなのは、人格概念にとって、自己意識は必要条件でも十分条件でもないということである。そればかりか、一人称権威と三人称規準の相補関係が成り立っていることが、人格概念を把握するにあたって本質的だとも言える。つまり、一定の心的特性が人格概念にとって不可欠だとしても、それを個

人に内属するものと考えする必要はなく、むしろ実際にそれが帰属される言語実践に着目すべきなのである。

2.3 一ノ瀬のロック解釈

—「声主」としての person—

シューメイカーは言語実践における用法に着目することでロックの人格概念を批判していた。それに対して一ノ瀬は、ロックの人格概念を知識と行為の連関のなかで捉え直し、独自の解釈を提示している。

一ノ瀬は、『人間知性論』におけるロックの人格概念を『統治論』における労働と結び付け、他者との「合意」を必要とする知識獲得という実践の水準で人格のあり方を理解している。ここから一ノ瀬は、ロックのいう「意識」が一人称的な心理学的事実ではないという。そもそもロックの人格概念は、法廷用語であった。裁判の事例を考えれば容易にわかることだが、例えばある刑事事件の容疑者が泥酔をしていて当時の記憶や意識がなかったとしても、我々はその容疑者の責任を認めるだろう。この場合、容疑者の意識は、「裁判の場で法的な責任主体を決定する基準、つまり、むしろ三人称的観点から、そう意識していたはず・意識できたはず・意識すべきであった、といった規範的な形で当人に課せられてくる基準」（一ノ瀬 2011, 134）となる。すなわち、一人称的な心理学的事実であると考えられている「意識」は、三人称の観点から規範的に要請されて見出されるという側面を持っているのである。

自律的個人は、文字通り自分の内面の心理的なレベルで自分に関わることを決定できる、といった存在仕方をするものではないのである。むしろ、他者の視点からの了解や同意によって、自律的個人と称される存在であると規範的に見なされる、つまり、そのような存在であると見なされるべきであるとされる、というのが真相である。（一ノ瀬 2011, 135）

このように一ノ瀬は、近代の自律的個人を決定づけているロックの人格概念を、社会的制度や他者との関係といった実践のレベルで位置づけなおし、知識や責任などの概念を一人称権威と三人称規準の相克として提示している⁴⁾。このシューメイカーに近い人格概念の捉え方は、トゥーリーに代表される還元論的な人格論に対する決定的な批判となろう。

さらに一ノ瀬は、「person」が語源的に「声主」であるという洞察から、生命倫理学の還元論的な人格論に対して独自の議論を展開している⁵⁾。「person」の語源は周知のように「persona」であり、元々は演劇における役者の仮面を意味していた。仮面は、声をよ

く響かせるように口元に穴があけられていた。そして動詞である「personare」は、一ノ瀬によれば、「per」（～を通じて）と「sonus」（声、音）という二語から成り立っている（一ノ瀬 2011, 303）。ここから一ノ瀬は、「声を上げる」ことと「人格」との概念的な連関を読み取り、その連関を生命倫理学における諸議論に適用している。誕生した新生児は産声を上げるし、重度障害者はうなり声を上げる。また、動物のなかにも苦しみの声を上げるものはいよう。このような「声主」として、彼らは「人格」と見なされる。さらに一ノ瀬は、「手足をばたつかせて音を出すこと、鼻から荒い呼吸音を響かせること、心鼓動を響かせること、これらもすべて『personare』であり、よってその主体は『声主』としての『パーソン』である」（一ノ瀬 2011, 307）とまで述べている。

「声主」という語源に関する指摘と「意識」の実践における帰属のあり方に鑑みるならば、一人称的な心理学的事実によって人格概念を定義し、それをもとに生命倫理学における諸問題を解決しようとする還元論的人格論は首肯できないと言わざるを得ない。むしろ、どの存在が「人格」として見なされ得るのかという点については容易に判断し難いであろう⁶⁾。それゆえ、境界事例の場合、他者に心があるかないかを「未決定のままにすることによって、はじめて違った立場の知とのいわば共同作業が可能になる」（崎川 2001, 325）という崎川の主張は傾聴に値する。それでも、一人称権威と三人称規準の相克という人格概念の特質は見落とされるべきではない。

3. 人格概念の関係論的特質

—一人称権威と三人称規準の一致／不一致—

シューメイカーのロック批判および一ノ瀬のロック擁護から明らかになったことは、人格概念は一人称権威と三人称規準の相補的な関係のなかで捉えられなければならないということである。人格であるか否かに関わって、私秘的な自己意識に訴えかける必要はない。確かに意識のようなものは生じているだろうが、それはあくまで三人称的な観点からの審級を受けるという実践の場においてのみ有効である。そして、三人称的な観点は一人称である「私」に「しかじかであるべきだ」という規範として働く。だとすれば、重度障害児や胎児が「みなしの人格」（加藤 1993）⁷⁾として承認されることは何ら不当ではないことになろう。なぜなら、たとえ実際には心理学的な事実が生じていないとしても、三人称の観点から「しかじかであるべき

だ」という規範のもとで声主の「声」を聞き取ることが可能だからである。

さらにこうした人格概念の特質は、単にその概念の適用のされ方を示しているだけでなく、人格を帰す側と帰される側の関係のあり方をも示している。我々がある存在に心理学的な事実を見て取り、人格だとみなすとき、それは同時に我々の態度の表明でもある。なぜなら、一人称権威は三人称の観点からの承認と不可分に成立しているのであり、だとすれば心理学的な事実を見て取るものはその事実を認めると同時に、規範的な評価を下しているからである。ある存在の心理学的な事実の成立（人格が帰されること）とそれを見て取る者の規範的な評価（人格を帰すこと）は、ある意味で、分離しがたく結びついているのである。

例えばC.エリオット (C. Elliott) (2001) は、人格概念が事実を記述する用語だけでなく、記述する者の道徳的な態度を示す用語でもあり、心理学的な事実と人格概念を還元する生命倫理学の議論を批判している。彼によれば、無脳症児に人格概念を適用するとき、我々は一定の態度を取ることを要請される。例えば、誕生日を祝ったり、寒いときは体をさすってやったりするなど一定の態度を取る。こうした態度が要請される理由のひとつは、三人称の観点から「嬉しいはずだ」、「寒くて辛いはずだ」という規範的な評価が働いているからであり、そうした評価が人格概念を適用することに含まれているからである。

しかし、一人称権威と三人称規準の相補性によって人格概念が成立していること、あるいは人格が帰される者の心理学的な事実と人格を帰す者の評価や態度の表明とが一致しているということは、それらが不一致を起さないとすることを意味しているわけではない。一人称権威と三人称規準は、相補的に結びつきながらも、互いに異なる観点として機能している。例えば、記憶や痛みの程度が問題となるときに、「しかじかであるはずだ」という三人称の観点からいくら記憶間違いや痛みの度合いを判断したとしても、記憶や痛みを持つ当人が一人称の観点からその判断に納得しないということは十分想定できる。おそらく、互いの関係(対等な関係、医師-患者関係、教育的関係)や問題となっている事柄(記憶、知覚、感情、感覚、痛み)に応じて、一人称権威が優先される場合もあれば、三人称規準が優先される場合もあろう。いずれにせよ、一人称権威と三人称規準の一致は、当該の心理学的な事実をめぐって、それぞれが異なる観点(アスペクト)として機能する可能性を含意しているのである。

とはいえ、注目に値するのは、子どもがどのように言語を学んでいくのかということを考えるならば、

一人称権威と三人称規準の相補性が最初に成立していなければならないことである。「私は痛みを感じている」、「私には青に見える」、「私には悲しく思える」といった自己表出が三人称規準の撤回を迫るほどの権威をもつためには、まずもって規範的に何が求められるのかを学んでいなければならないと考えられるからである。しかし、子どもの自己表出を支えているのが、「しかじかであるべきだ」という教育的なまなざしに支えられているからといって、必ずしも子どもの「本当の」自己生成が探し求められる必要はなからう。むしろ、一人称権威と三人称規準の相補的な関係が基点となることで、それらの不一致の可能性として含みこんだコミュニケーションが成立すると言いたい。例えば、西村は看護師が遷延性意識障害の患者の病いの〈相貌〉を主客不可分に見て取ることで、患者の志向性が顧慮されるようになることを示している(西村 2001)。また、鶴田は、教師が相互行為形式を剥奪することで「障害児であること」が規定されていくことを批判的に捉えながらも、そこに教育可能性が成立し得ることを示している(鶴田 2007)。つまり、「しかじかであるはずだ」という規範によって自己表出の可能性が想定されることで、三人称規準と不一致を起し得る一人称の観点(アスペクト)が顧慮されるようになるのである。

おわりに

これまでの議論で示されたことは、人格概念は一人称権威と三人称規準の相補的な関係のもとで適用されることではじめて、有意味なものとして日常的な言語実践に位置づくということである。これに対してトゥーリーの人格概念分析は、概念適用における関係論的な特質を見落としている。人格概念の核となる意識などの心的特性は、他者からアクセス不可能な私秘的なものではなく、「しかじかであるべきだ」という規範のもとで帰属され得るのであった。しかし、たとえ三人称規準の観点から規範的に自己表出が認められたとしても、それは概念の適用上、一人称権威を含意している。一人称権威と三人称規準の不一致の可能性は、あらかじめその概念のうちに組み込まれているのである。

以上より、「しかじかであるべき」という教育的なまなざしを離れたアイデンティティ形成や「本当の」自己生成は、概念の適用上、不可能であると考えられる。しかし、このことは教育的なまなざしに無反省でよいということの意味しない。それどころか、教育的なまなざしのもとで子どもの自己表出を捉えるなら

ば、三人称規準と不一致を起こす一人称権威が顕現することは、概念の適用上、最初から予見されている。だとすれば、重要なのは不一致が生じたときに、あるいは不一致を語るときにどのような態度を我々が取り得るのか、ということであろう。確かに、教育的関係の場合、子どもの自己表出はしばしば認められない。「普通ではない」と判断されるとき、子どもの知覚や感情、思考の表出は逸脱だと見做されがちである。しかし、実際には、「普通ではない」と判断されるとき、三人称規準が見出されないということにすぎない。つまり、不一致が生じたとき、その不一致は我々が自明視する三人称規準に反省を加え、宙吊りにするのである。このとき我々は三人称規準となる自己表出の振る舞いを様々に置き換えて理解しようとするだろう。どのようにしてその理解の試みが一致へと至るのかは今後の課題ではあるが、間接的・援助的な働きかけによって重度障害児の自己表出を理解しようとする試みはその事例のひとつと言えよう。すなわち、表出の仕方（表出の規準）を変更することで、それまで理解不可能であった重度障害児の自己表出が理解可能となる試みとして解釈できるのである。確かにそれらの試みは、子どもの自己表出を同一性へと回収することなのかもしれない。しかし、見通しだけ述べておこなうならば、回収から逃れゆく子どもの自己生成のような何事かは、否定の否定としての同一性においてこそ初めて顕示されるのではなからうか。この点については、ウィトゲンシュタインのアスペクト論を検討することでより明確になるとと思われる。今後の課題としたい。

【註】

- 1) 例えば、今井 (2009) によれば、「心のノート」を使うことで、子ども自身の心は自らの心を記述するという再帰的運動の過程と結果の表出として透明化される。この「自己反省のモニタリング」によって、子どもの心に接近することと、子どもに望ましい心を刻印することが同時に達成されるようになった。
- 2) 同様の試みとして、森岡は遺伝子改良に関する議論から教育の特質を明らかにしている。彼は、立岩真也の『私的所有論』における欲望概念に類似する形で、教育の特質を「他者を支配したいという欲望／支配できない他者であってほしいという欲望」という両義的なものとして提示している（森岡 2006）。
- 3) 森岡も他我問題を指摘する（森岡 2010）。そのうえで、歴史的な関係のなかで、死者に対してその人があたかも存在するかのように感じるという「他者

論的リアリティ」に着目している（cf. 森岡 1988）。

- 4) 社会的相互作用のなかで人格が成立するという点において、人格は虚構であると考えられることもできる。しかし、一ノ瀬が批判するように、実在それ自体がどこかに存在していて、実在と虚構が区分できるという考えが妥当だとする根拠は存在しない。むしろ、人格はそのように構成されながらも、実在を表すものとして機能している。
- 5) また、一ノ瀬 (1997; 2010) は次のような批判を行なっている。生命倫理学における還元論的人格論はロックが身体を所有することを認めていると解釈している。だが、その解釈は『統治論』における「person」を「身体」と誤解していることに由来するという。これに対してロックはあくまで生命や身体を所有することを認めていない。したがって、人格であるか否かということを生きる権利と関連させる生命倫理学の還元論的人格論は誤っている、と。的射場はこの一ノ瀬の主張と立岩の身体に関する議論に賛同し、生命倫理学における還元論的人格論が「脳死」を「人の死」に転換していく論理を批判している（的射場 2008）。
- 6) 一ノ瀬は、人格か否かということではなく、「パーソン度」という程度を尺度に組み入れたうえで、苦痛の度合いに応じて道徳的な配慮の程度を決定するという方法を提案している。この方法は普遍的な合意形成に至ることはないだろうが、有効な方法のひとつではあろう。しかし、一ノ瀬が乳幼児や重度障害者を「派生的」としている点については、疑問の余地がある。
- 7) 「みなす」というとき、普通は人格とはみなされ難い存在を人格としてみなすということの意味しているのではない。『「人格」という概念には、本質的に『みなす』という要素が含まれているのではないだろうか。問題は、『である人格』のもつ権利が、なにゆえに『みなし人格』にまで拡張されているかということにあるのではなく、本質的に『みなす』ことよってなりたつ人格概念がどのような社会的な機能に対応しているかという問題なのである」（加藤 1993, 36）

【引用・参考文献】

- 江口聡「国内の生命倫理学における「パーソン論」の受容」『現代社会研究（京都女子大学）』第10号、2007年、119-135頁。
- Elliott, C., Attitudes, Souls, and Persons: Children with Severe Neurological Impairment, C. Elliott

- (ed.), *Slow Cures and Bad Philosophers: Essays on Wittgenstein, Medicine, and Bioethics*, Durham and London: Duke University Press, 2001, 89-102.
- 今井康雄「『教育学の変貌』に関する覚え書 教育学はいかに変貌を生き延びるか」矢野智司, 今井康雄, 秋田喜代美, 佐藤学, 広田照幸編『変貌する教育学』世織書房, 2009年, 3-20頁.
- 一ノ瀬正樹『人格知識論の生成 ジョン・ロックの間』東京大学出版会, 1997年.
- 一ノ瀬正樹『死の所有 死刑・殺人・動物利用に向きあう哲学』東京大学出版会, 2011年.
- Jecker, N., Anencephalic Infants and Special Relationships, *Theoretical Medicine*, 11, 1990, 333-342.
- 菅豊彦『道徳的实在論の擁護』勁草書房, 2004年.
- 加藤尚武「方法としての「人格」」石井トク編『バイオエシックスと看護』出版研, 1993年, 21-37頁.
- 黒田亘『経験と言語』東京大学出版会, 1975年.
- 桑原真木子「『遺伝/環境』問題をめぐる優生学と教育学の関係 双生児研究の歴史を手がかりに」藤川信夫編『教育学における優生思想の展開 歴史と展望』勉誠出版, 2008年, 179-225頁.
- Locke, J., *An Essay Concerning Human Understanding*, edited by R. Woolhouse, Penguin Books: London, 1992. (大槻春彦訳『人間知性論』岩波書店, 1974年.)
- 的射場瑞樹「人格としての患者, 人格としての生」『現代思想』第36巻第3号, 2008年, 211-223頁.
- 森岡次郎「『新優生学』と教育の類縁性と背反 「他者への欲望」という視座」『教育哲学研究』第93号, 2006年, 102-121頁.
- 森岡正博『生命学への招待 バイオエシックスを超えて』勁草書房, 1988年.
- 森岡正博「パーソンとペルソナ パーソン論再考」『人間科学 (大阪府立大学)』第5号, 91-121頁.
- 西村ユミ『語りかける身体 看護ケアの現象学』ゆみる出版, 2001年.
- 野平慎二「教育される存在としての子ども」石戸教嗣『システムとしての教育を探る 自己創出する人間と社会』勁草書房, 2011年, 19-33頁.
- シューメイカー, S. (菅豊彦, 浜渦辰二訳)『自己知と自己同一性』勁草書房, 1989年.
- 洪山昌雄『生命倫理と教育倫理 倫理と教育の現在』太陽書房, 2004年.
- 重野豊隆「安楽死における人格概念 メルロ・ポンティの真理を手引として」河本英夫, 一ノ瀬正樹編『真理への反逆』富士書店, 1994年, 186-214頁.
- 高橋洋一「教育と生命倫理の接点としての「人格」概念に関する一考察」『日本教育学会大会研究発表要項』第64号, 2005年, 158-159頁.
- 田中智志「人格 何にささえられているのか」田中智志, 今井康雄編『キーワード 現代の教育学』東京大学出版会, 2009年, 100-111頁.
- 立岩真也『私的所有論』勁草書房, 1997年.
- Tooley, M., *Abortion and Infanticide*, Oxford: Clarendon Press, 1983.
- Tooley, M., In Defense of Abortion and Infanticide, M. Goodman (ed.), *What is a Person?*, Clifton, New Jersey: Humana Press, 1984=1988, 83-114.
- トゥーリー, M.「嬰兒は人格を持つか」H.T. エンゲルハート, H. ヨナスほか(加藤尚武, 飯田亘之編)『バイオエシックスの基礎 欧米の「生命倫理」論』東海大学出版会, 1988年, 94-110頁(妙訳).
- Tooley, M., Abortion: Why a Liberal View Is Correct, M.Tooley, C. Wolf-Devine, P. Devine, & A. Jaggard, *Abortion: Three Perspectives*, Oxford: Oxford University Press, 3-64.
- 鶴田真紀「〈障害児であること〉の相互行為形式 能力の帰属をめぐる教育可能性の産出」『教育社会学研究』第80号, 2007年, 269-289頁.

【付 記】

本稿は、日本学術振興会科学研究補助金「特別研究員奨励費」による研究成果の一部である。